様式第10号（第22条関係）

|  |
| --- |
| 第　　　　　号年　　月　　日　　　　　　　　　殿椎葉村長　　　　　　　　児童手当特例給付支払差止通知書小学校修了前特例給付児童手当次のとおり特例給付の支払を差し止めましたので通知し小学校修了前特例給付ます。なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。記 |
|  | 支払差止の内容 | 支払差止事由 |  |  |
| 支払差止額 | （3歳未満） |
| 児童手当円 | 特例給付円 |
| （3歳以上） |
| 法附則第7条給付円 | 法附則第8条給付円 |
| 合計　　　　　　　　　　　　　円 |
| 支払差止期間 | （3歳未満） |
| 児童手当年　　月分から年　　月分まで | 特例給付年　　月分から年　　月分まで |
| （3歳以上） |
| 法附則第7条給付年　　月分から年　　月分まで | 法附則第8条給付年　　月分から年　　月分まで |
|  |